

索引・用語解説

【あ行】

◆アイソトープラボ (P71)

同位元素の研究所、研究機関及び実験室。

◆一般公衆 (P12, 24, 38, 45, 46 等)

放射線を扱う職業人以外の人々のこと。

国際放射線防護委員会 (ICRP) では、一般公衆と放射線を扱う職業人それぞれに、人の被ばくの状況に応じた線量限度について定めている。

◆NaI シンチレーション式サーベイメータ (P40)

外部被ばく測定用の機器の一つ。環境レベルから $10 \mu\text{Sv/h}$ 程度の γ 線や空間線量測定に適している。

◆汚染状況重点調査地域 (P12, 13, 14, 19, 20 等)

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、毎時 $0.23 \mu\text{mSv}$ 以上の地域を含む市町村を対象に、関係市町村等の意見も踏まえ指定された地域。指定された市町村は、汚染状況の調査測定結果などに基づき除染実施計画を定め、除染を実施する区域を決定した。

【か行】

◆核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (P8)

原子炉だけでなく、核物質全般の取扱いを規制する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号)。福島第一原子力発電所において大事故が発生したことを契機に、発電用原子炉等の原子力施設の安全規制強化の一環として大幅に見直された。規制組織としては原子力安全・保安院と原子力安全委員会が廃止され、安全規制行政を一元的に担う新たな組織として原子力規制委員会が 2012 年 9 月 19 日に発足した。

◆仮置場 (P10, 12, 13, 17, 18 等)

除染作業で集めた土や草などの除去物を袋に入れて、一時的に保管する場所のこと。

◆刈り払い (P131, 148, 149)

草地、芝地、森林の除染にあたって事前に必要な措置。雑草、灌木等を、チェーンソー、肩掛け式刈機等により刈り払いを行うこと。

◆環境基本法 (P8, 15, 44, 57)

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律 (平成 5 年 1 月 1 日法律第 9 1 号)。

◆**関係人** (P17, 18, 33, 34, 51 等)

土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者。

◆**官報** (P117)

法令・条約・予算・告示・国会事項・人事・叙任などを、国が一般国民に知らせるために独立行政法人国立印刷局から発行する日刊機関紙。

◆**管理型最終処分場** (P9)

廃棄物を安全に貯留する機能（廃棄物から出る浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するため、遮水工（埋立地の側面や底面をビニールシートなどで覆う））を有する処理施設で、浸出水を集める集水設備、集めた浸出液の処理もできる最終処分場。

◆**帰還困難区域** (P5, 11, 26, 27, 51 等)

避難区域の見直しにより設定された区域の一つ。

原子力災害対策本部は、平成 23 年 12 月 26 日に「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日）をとりまとめ、事故後 5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれがあり、年間積算線量が 50mSv 超の地域。将来にわたって居住を制限することを原則とし、同区域の設定は 5 年間固定としている。

◆**緊急時避難準備区域** (P1, 2, 3, 4)

福島第一原子力発電所事故直後に設定された避難区域の一つ。

同発電所から半径 20km から 30km 圏内の区域で、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあり、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備が求められた。

◆**警戒区域** (P1, 2, 3, 4, 16 等)

福島第一原子力発電所事故直後に設定された避難区域の一つ。

同発電所から半径 20km 圏内の区域で、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、立入りを禁止し、又は退去が命じられた。

◆**計画的避難区域** (P1, 2, 3, 4, 6 等)

福島第一原子力発電所事故直後に設定された避難区域の一つ。

同発電所事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 mSv に達するおそれのある区域であり、おおむね 1 カ月をめぐりに別の場所への計画的な避難が求められた。

◆**居住制限区域** (P5, 24, 26, 60, 106 等)

避難区域の見直しにより設定された区域の一つ。

原子力災害対策本部は、平成 23 年 12 月 26 日に「ステップ 2 の目標」をとりまとめ、年間積算線量が 20 mSv を超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続が求められた区域。将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧等が計画的に進められた。

◆キセノン (P28, 29, 30)

キセノン 133 は人工放射性物質の一つ。半減期は約 5 日と短く、呼吸により体内に取り込まれても体内にとどまることはない。

◆空間線量率 (P2, 5, 8, 9, 10 等)

単位時間当りの空間における放射線量 (強さ)。

放射線には、一般に大気、大地からの α (アルファ) 線、 β (ベータ) 線、 γ (ガンマ) 線、宇宙線等が含まれる。

◆クリーンアッププログラム (P36)

冷戦終了後の核兵器生産の中止に伴い、米国エネルギー省 (DOE) の環境管理局が核物質生産によって環境汚染されたサイトのクリーンアップを行うためのプログラム。

◆原子力安全委員会 (P9, 38, 45, 306, 308 等)

原子力基本法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法及び内閣府設置法に基づき、独立した中立的な立場で、国による安全規制についての基本的な考え方を決定し、行政機関ならびに事業者を指導する役割を担う目的で内閣府に設置された審議会等の一つ。2014 年 9 月に廃止され、原子力規制委員会へ移行している。

◆原子力緊急事態宣言 (P1, 3)

原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が発出する緊急事態宣言。

◆原子力災害からの福島復興の加速に向けて (P24, 26, 73, 109, 237 等)

原子力災害からの福島復興・再生を一層加速していくための必要な早期帰還・新生活支援、福島第一原発の事故収束等の対策の追加・拡充を目的に、平成 25 年 12 月 20 日、原子力災害対策本部により公表され、その後、改定されている。

◆原子力災害対策特別措置法 (P1, 8, 56)

原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定め、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした法律 (平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)。

◆原子力災害対策本部 (P1, 2, 3, 4, 8 等)

福島第一原子力発電所事故について、原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、原子力災害対策特別措置法に基づき、平成 23 年 3 月 11 日、首相官邸内に設置された。

◆原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (P73)

大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保を図ることを目的として、平成 23 年 9 月 12 日、原子力損害賠償支援機構が設立された。その後、平成 26 年 8 月 18 日からは原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を目的に加えた業務等を実施されている。

◆現存被ばく状況 (P12, 38, 45, 306, 309 等)

国際放射線防護委員会 (ICRP) は、人の被ばく状況を計画的に管理できる平常時 (計画被ばく状況)、事故や核テロなどの非常事態 (緊急時被ばく状況)、事故後の回復や復旧の時期など (現存被ばく状況) の3つの状況に分けて、防護の基準を定めている。回復・復旧の時期 (現存被ばく状況) とは、管理についての決定がなされる時点ですでに被ばくが発生している状況であり、参考レベルは年間1～20mSvのうちの低線量域となっている。

◆高圧水洗浄 (P10, 79, 80, 81, 83 等)

除染工法の一つ。高圧 (例: 15メガパスカル) の放水で洗浄すること。

◆国際原子力機関 (IAEA) (P8, 25, 31, 38, 64 等)

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的として、1957年7月29日に発足した。

IAEAは「International Atomic Energy Agency」の略。

◆国際放射線防護委員会 (ICRP) (P8, 35, 38, 45, 261 等)

1950年に国際X線ラジウム防護委員会から改組され、放射線防護の基本的な枠組みと防護基準を勧告する機関。主委員会と5つの専門委員会 (放射線影響、線量概念、医療被ばくに対する防護、勧告の適用、環境の放射線防護) で構成されている。

ICRPは「International Commission on Radiological Protection」の略。

【さ行】

◆Sv (シーベルト) (P2, 5, 8, 9, 10 等)

人が受ける放射線被ばく線量 Sv (シーベルト) の単位。

◆Jヴィレッジ (P69)

1997年に日本初のサッカー・ナショナルトレーニングセンターとしてオープンした施設であり、東日本大震災や福島第一原発事故の影響により、全面休止中である。原発事故後は、スクリーニング会場や東京電力「福島復興本社」等として利用され、2018年春には利用が再開予定となっている。

◆事後モニタリング (P25, 26, 74, 75, 83 等)

除染実施後、除染の効果が維持されているか確認するために、空間線量率を定期的、連続的に監視・測定すること。

◆市町村による除染実施ガイドライン (P13, 79)

各市町村が効率的・効果的に除染を実施するために必要な除染実施計画、除染作業、仮置場の設置・管理及び除染実施後の対応等について定めるものとして、平成23年8月26日原子力災害対策本部により公表された。

◆住居エリア管理のための包括的ハンドブック (P77)

ヨーロッパ連合 (EU) 欧州委員会が、原子力発電事故など放射能が関係する緊急事態に備える目的で実施した EURANOS プロジェクトの成果の一つ。

日本原子力学会は、本ハンドブックを翻訳し、平成 23 年 8 月 12 日に「EURANOS データシート」として発表した。

◆**集水タンク** (P179, 185)

仮置場において、侵出水を貯めるタンク。

集水タンクに水が一定量溜まった場合には、放射性セシウム濃度 (Cs) を確認し、管理値 (Cs134 濃度/60+Cs137 濃度/90 \leq 1) を下回っていることを確認してから放流。

◆**証憑** (P76)

事実を証明する根拠。

◆**除去土壌等** (P19, 20, 23, 51, 54 等)

除染土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物。

◆**除染技術カタログ** (P13, 77)

除染活動の成果や日本原子力学会が作成した「EURANOS データシート」をもとに、平成 23 年 11 月 22 日、内閣府は「除染技術カタログ」を公表。本技術カタログでは、23 項目の除染対象についての除染技術を記載している。

◆**除染関係ガイドライン** (P16, 20, 23, 60, 77 等)

放射性物質汚染対処特措法に基づき、土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める環境省令などを具体的に説明した資料。平成 23 年 12 月に初版、その後改定を行っている。

◆**除染実施計画** (P5, 12, 13, 17, 19 等)

除染特別地域では国が、汚染状況重点調査地域では各市町村が、汚染の状況について調査測定を実施し、除染を実施する区域や除染の実施者、手法などを定めた実施計画。

◆**除染情報サイト** (P20, 275, 276, 277)

除染事業に関連する情報やツール等の集約・発信を行う、環境省が運営するポータルサイト。

◆**除染推進パッケージ** (P17, 23, 61)

福島の復興・再生の基盤となる除染について、さらなるスピードアップと不安解消を図るため、除染の加速化及び不安解消に向けた対策をとりまとめ、平成 24 年 10 月 23 日に公表された環境省資料。

◆**除染対策事業交付金** (P62, 75, 90)

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な市町村の除染の推進を図るため、当該市町村に対し、「福島県補助金等の交付等に関する規則」(昭和 45 年福島県規則第 107 号)及びこの「除染対策事業交付金交付要綱」の定めるところにより、福島県が予算の範囲内で交付する交付金。

◆**除染特別地域** (P13, 14, 16, 17, 18 等)

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域として、指定された地域。基本的には、事故後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の「警戒区域」を指す。

◆除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）（P17, 49, 51, 52, 53 等）

除染特別地域における除染の方針として、モデル実証事業・先行除染・面的除染の流れや、区域ごとの工程などを示したもの。平成 24 年 1 月 26 に環境省が公表。

◆除染に関する緊急実施基本方針（P12, 13, 19, 39, 42 等）

避難指示を受けている地域では、国が除染を実施すること、長期的な目標として、年間 20mSv 以下の地域においては追加被ばく線量が年間 1mSv 以下を目指すこと、国が市町村の除染計画の作成・実施に対して技術的・財政的な支援を行うことなどを示したもの。平成 23 年 8 月 26 日に原子力災害対策本部が公表。

◆除染の進捗状況についての総点検（P24）

除染事業の進捗状況を確認するために、環境省は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定されている除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況について総点検を実施し、平成 25 年 9 月 10 日に公表した。

◆除染モデル実証事業（P16, 17, 33, 63, 77 等）

除染の効果的な実施のために必要となる技術等の実証試験のために行う事業。その結果や成果は、除染作業に活用された。

◆シルト（P249）

砂と粘土との中間の粒径を持ち、地質学では 1/16 ～ 1/256 ミリメートルのもの、土壌学では 0.02 ～ 0.002 ミリメートルのもの。一般に泥といわれているものはシルトと粘土を含む。

◆浸出水（P98, 176, 179, 186, 192）

仮置場に降った雨がシートの継ぎ目等から浸入し染み出してきた水。

◆ストロンチウム（P28, 29, 30, 35）

ストロンチウム 90 は人工放射性物質の一つ。物理的半減期は約 29 年。半減期が長く、化学的性質性質がカルシウムに似ているため、体に入ると骨に蓄積する。

◆セシウム（P9, 11, 22, 28, 29 等）

人工放射性物質の一つ。原子力発電所の事故による汚染の場合、問題となる放射性セシウムにはセシウム 134 とセシウム 137 の 2 種類がある。セシウム 137 の半減期は約 30 年と長い。セシウム 134 の半減期は約 2.1 年。

◆正当化の原則（P260）

国際放射線防護委員会（ICRP）の防護の三大原則のひとつ。放射線を使う行為は、もたらされる便益（ベネフィット、メリット）が放射線リスクを上回る場合のみ認められるという大原則。

【た行】

◆中間貯蔵施設 (P13, 54, 58, 59, 81 等)

福島県で発生した、除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物(10万Bq/kgを超のもの)を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管するための施設。

◆追加被ばく線量 (P12, 13, 24, 39, 40 等)

自然界にもともとあった放射線に加えて、今回の原発事故により放出された放射性物質により追加された放射線による被ばく量。

◆テルル (P28, 29)

テルル 129 は人工放射性物質の一つ。半減期は約 34 日。

◆同意取得 (P18, 23, 24, 33, 62 等)

地権者等から(除染作業や仮置場設置についての)同意を得ること。

◆特定避難勧奨地点 (P2, 3, 4, 22)

計画的避難区域や警戒区域の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないものの、事故発生後 1 年間の積算放射線量が 20mSv を超えると推定される地点。

【な行】

◆農地除染対策の技術書 (P79, 88, 105, 129)

農林水産省は、農地除染の適切かつ効率的な実施に資することを目的とし、農地除染対策実証事業の結果から得られた、農地除染実施に当たり必要となる調査、設計、積算、施工管理等の基準に関する情報を取りまとめ、平成 25 年 2 月に技術書として公表した。

【は行】

◆廃棄物関係ガイドライン (P16, 23, 84)

除染特措法に基づき、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の調査、保管、収集・運搬、処分について、放射性物質汚染対処特別措置法及び関係政省令の規定や具体的な方法等を、廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等にわかりやすく説明したガイドライン。第 1 版を平成 23 年 12 月に、第 2 版を平成 25 年 3 月に公表した。

◆半減期 (P29, 30, 289)

物理的半減期とは、ある放射性物質の原子核が、放射線を放出して別の原子核に変化し、元の放射性物質が半分に減るまでの時間。

◆反転耕 (P88, 89, 96, 119, 130 等)

プラウ(耕うん作業等で使用する農機具)を使用し、汚染された表層の土を下層に、下層の汚染のない土壌を表層に置くように土壌を反転させる除染工法の一つ。反転耕の耕深は 30 センチメートルを基本としている。

◆東日本大震災復興基本法 (P56)

東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範囲にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の困難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とした法律（平成二十三年法律第七十六号）。

◆避難指示解除準備区域 (P5, 24, 26, 60, 191 等)

原子力災害対策本部は、平成 23 年 12 月 26 日に「ステップ 2 の目標」をとりまとめ、事故後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超える恐れがあるとされた区域のうち、年間積算線量が 20 mSv 以下になることが確実であると確認された区域。

◆表土除去 (P9, 10, 11, 19, 89 等)

除染工法の一つ。表土を薄く削り取り、土壌表層に蓄積されている放射性物質を除去する工法。

◆福島県面的除染モデル事業 (P16, 77, 79)

追加被ばく線量が年間 1mSv～20mSv の地域において、除染関係ガイドラインに示されている除染方法に従い、一定の区域を面的に除染し、放射線量の低減効果を検証するとともに、本モデル事業で得られた知見を手引書として取りまとめることを目的として、福島県が、福島市大波地区で行ったモデル事業。

◆福島再生加速化交付金 (P108)

復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する交付金。交付金の対象は、帰還環境整備、長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）、福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）、道路等側溝堆積物撤去・処理支援、原子力災害情報発信等拠点施設整備の 5 項目から構成されている。

◆福島復興再生特別措置法 (P27, 56, 73, 109, 310 等)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など。（平成 24 年法律第 25 号）

◆不適正除染 (P23, 209, 211, 212, 213 等)

放射性物質汚染対処特別措置法等に違反する行為。環境省は「除染適正化推進本部」を設置し、調査を行うとともに、再発防止策をとりまとめた。

◆フレキシブルコンテナ (P81, 162, 176, 179, 182 等)

織布、樹脂フィルム等、柔軟な材料で作られた胴部と、つり上げるためのつり部および注入・排出ができる開口部などを備えた中形容器。除染で取り除いた土などは、フレキシブルコンテナや大型土のうなどに入れて、水を通さない層（遮水シートなどの防水シート）の上に置き、その上部を防水シートなどで覆う。略してフレコンという場合がある。

◆プルトニウム (P28, 29, 30, 35, 36)

プルトニウム 238、239、240 は人工放射性物質の一つ。半減期は、約 88 年、約 24, 100 年、約 6, 540 年。

◆Bq (ベクレル) (P9, 28, 30, 35, 74 等)

放射能の強さの単位。

◆保安林 (P323)

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

◆放射性物質 (P1, 4, 8, 9, 10 等)

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質を「放射性物質」という。

また、「放射線」は、物質を透過する力を持った光線に似たもので、 α (アルファ) 線、 β (ベータ) 線、 γ (ガンマ) 線、X (エックス) 線、中性子線等がある。

◆放射性物質汚染対処特別措置法 (P8, 12, 13, 14, 16 等)

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号)」。

福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とし、平成 23 年 8 月 30 日に公布された法律。

◆放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 (P26, 238)

放射性物質汚染対処特別措置法の施行状況の検討を行うために環境省が設置した検討会。

◆放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 (P13, 33, 104)

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、我が国の事故由来の放射性物質による環境汚染への対処についての基本的な方向をはじめ、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定、同放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分、その他の事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関する基本又は重要事項について定めたもの。

◆放射線管理手帳 (P102, 192, 196)

除染作業員の被ばく線量の一元管理等を行うために、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」等に基づき発行される手帳。登録番号、被ばく歴、健康診断、放射線防護教育歴等が記載。

◆ホールボディカウンター (P63, 195, 244, 253)

人の体内に沈着した放射性物質から放出されるガンマ線を、人体の外側から検出する計測装置。測定対象の放射性核種はガンマ線放出核種で、代表的なものに、マンガン-54、コバルト-60、セシウム-137 などがある。

【ま行】

◆面的除染 (P16, 17, 19, 20, 23 等)

除染事業のうち、実証事業や先行除染を踏まえ、国や市町村が本格的に実施した広域的な除染。

【や行】

◆UNSCEAR (P261)

原子放射線の影響に関する国連科学委員会。

「United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation」の略。

環境における電離放射線と放射能の観測されたレベルに関する報告、人とその環境に対する電離放射線の影響に関する報告等の評価と国連総会への報告を目的に、国際連合傘下の科学委員会として、1955年に国連総会決議に基づき設置された。

◆ヨウ素 (P28, 29, 30, 35, 266 等)

ヨウ素 131 は人工放射性物質の一つ。半減期は約 8 日と短いですが、体内に入ると 10～30%は甲状腺に蓄積される。

◆4 市の取組の中間報告 (P26, 259)

除染による線量低減と住民の不安解消についての課題解決に向けて、福島市、郡山市、相馬市及び伊達市の 4 市から国に対して問題提起がなされたことから、国と 4 市協働による勉強会が行われ、平成 26 年 8 月に中間報告として公表したもの。

【ら行】

◆リスクコミュニケーション (P18, 23, 25, 55, 86 等)

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、産業、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と総合理解を図ること。